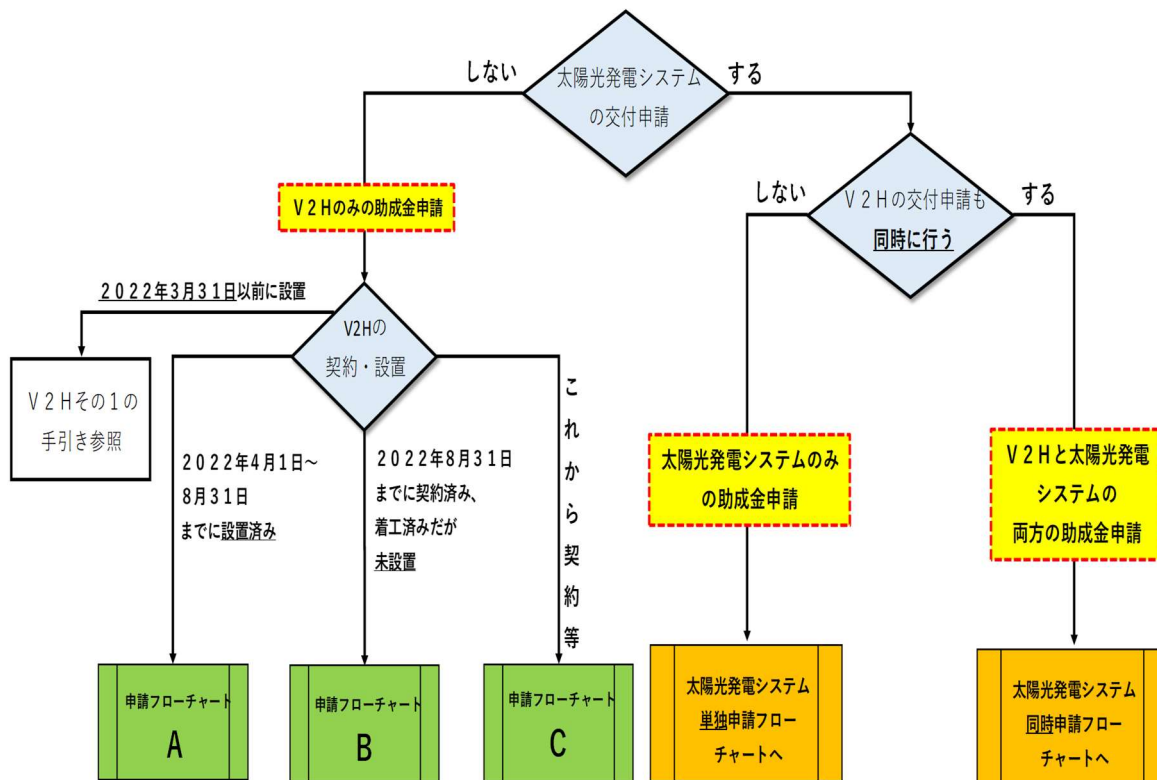


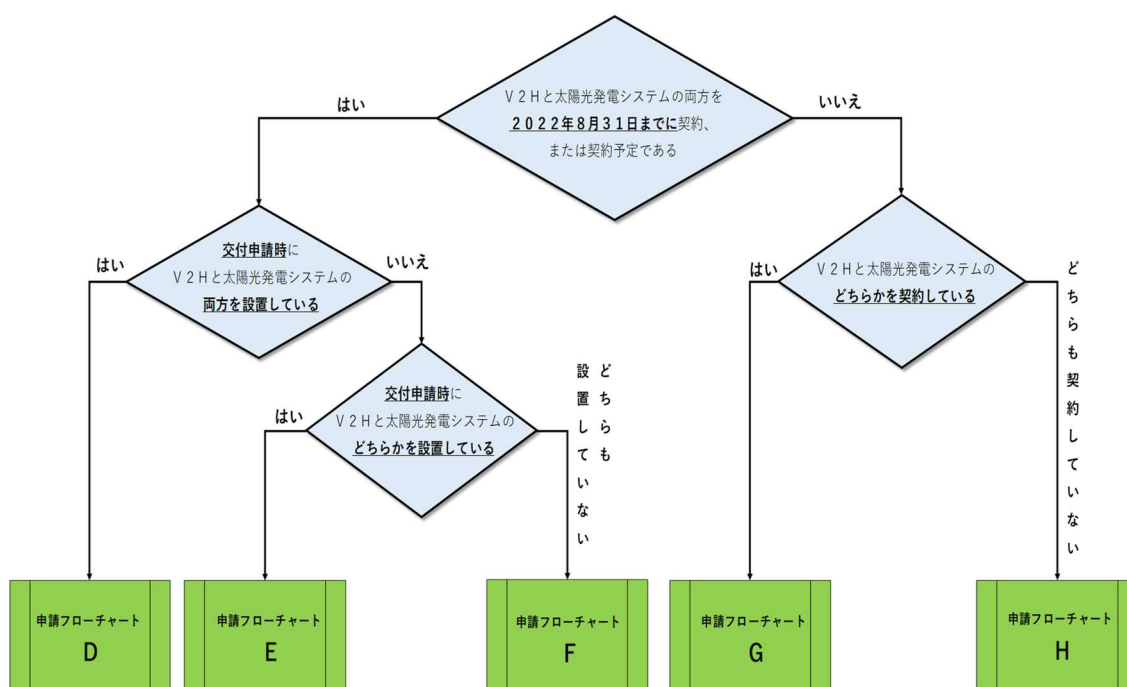
申請パターン判定フローチャート

このフローチャートで該当する申請パターンを確認してください。

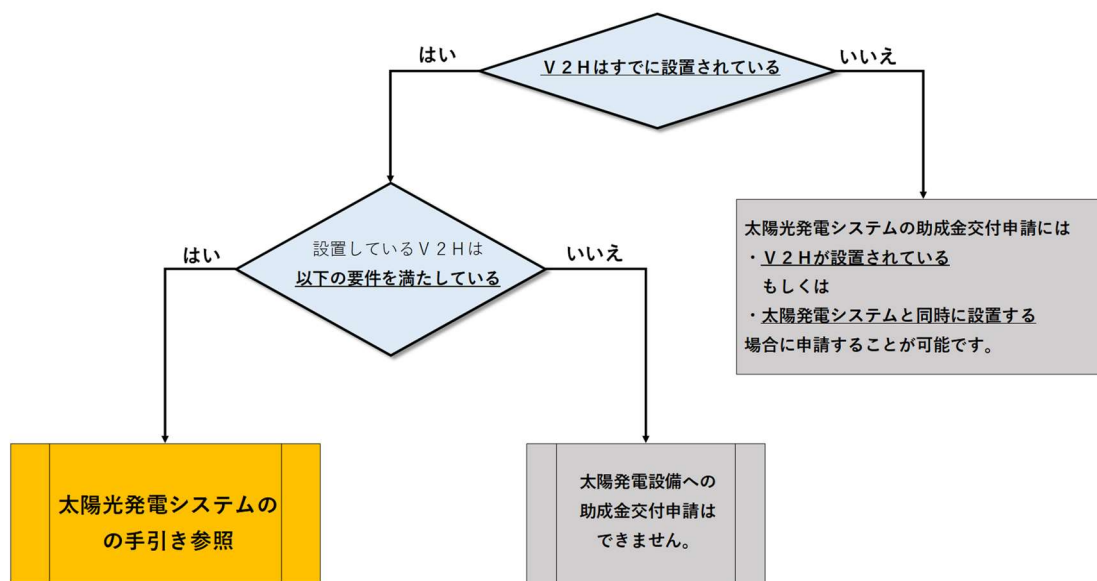
(1) 申請パターン判定フローチャート 1



(2) 申請パターン判定フローチャート 2 (太陽光発電システム同時申請)

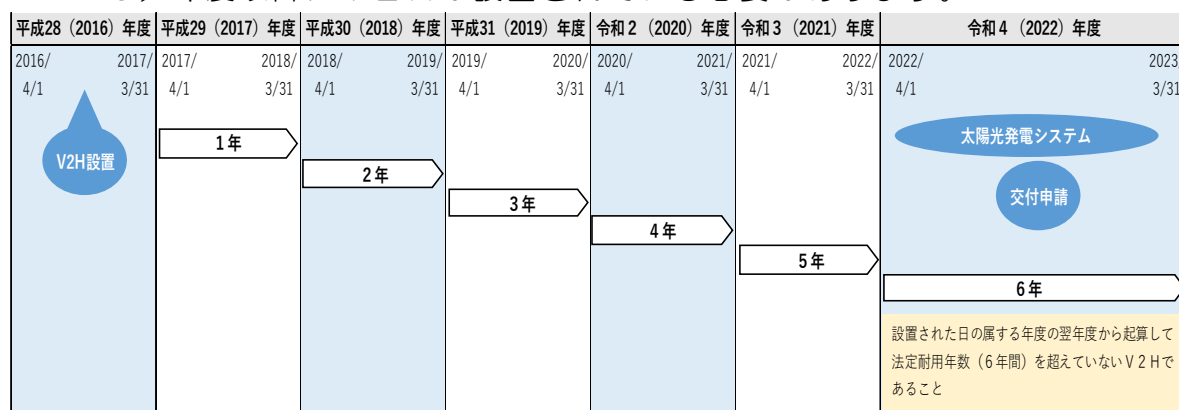


(3) 申請パターン判定フローチャート3 (太陽光発電システム単独申請)



【設置済みV2H要件】

- 東京都内の戸建住宅に設置されたV2Hであること
⇒V2Hを設置している「建物の登記事項証明書」で確認します。表題部にある種類「居宅」が含まれていること。※「共同住宅」「集合住宅」は対象外。それ以外は別表をご確認ください。
- 設置された日の属する年度の翌年度から起算して法定耐用年数（6年間）を超えていないV2Hであること
⇒V2Hの保証書に記載されている「設置日」で確認します。平成28（2016）年度以降にV2Hが設置されている必要があります。



- 設置した日の属する年度に、CEV補助金の対象機器一覧に掲載されているV2Hであること

過去の補助対象機器一覧はこちらで確認できます。

https://www.tokyo-co2down.jp/confidential/targetcar_list

⇒設置済みV2Hの型式が、設置年度のCEV補助対象機器一覧に掲載されているかご確認ください。

【太陽光発電システム申請時の注意点】

交付決定後に太陽光発電システムの契約締結をしたものが助成対象です。

ただし、以下に該当する場合、令和4年10月30日までに交付申請したものは助成対象です。

- ・令和4年9月30日までに契約締結したもの
- ・令和4年4月1日～9月30日までに設置したもの

詳しくは[太陽光発電システム助成金交付申請手続きの手引きをご確認ください](#)。

【設置済みV2H確認書類（提出書類）】

太陽光発電システムの申請書に併せて下記書類等をご提出ください。

No	提出書類等	備考
1	設置しているV2Hの保証書	メーカー名、型式、設置日が確認できるもの。 ※紛失等で保証書を提出できない場合は公社へご連絡ください。
2	V2Hの設置状態が確認できる写真	・建物の全景は必ずしも写っている必要はありませんが、戸建住宅の駐車スペース等にV2Hが設置されていることが確認できる写真をご用意ください。 ・カラー写真をお願いします（白黒の場合は再提出を求める可能性があります）。
3	V2Hの型式及び製造番号（銘板）が確認できる写真	・V2Hの型番及び製造番号の表示が欠けておらず、アルファベットや数字等が明確に読み取れるもの ・カラー写真をお願いします（白黒の場合は再提出を求める可能性があります）。
4	V2Hを設置している建物の登記事項証明書	・現在事項もしくは全部事項証明書の表題部にある種類に「居宅」が含まれてい

		ること。※「共同住宅」「集合住宅」は対象外。それ以外は別表を確認。 ・太陽光発電システムの交付申請に係る提出書類で上記を確認できる場合は、省略可能です。
--	--	--

•

【申請書、実績報告書の提出先】

「3.5 申請書の作成、提出について」「5.3 実績報告書の作成、提出について」をご確認ください。

※増額申請

V2H実績報告書提出時に、以下の要件を満たす「太陽光発電システム」と「電気自動車もしくはプラグインハイブリッド自動車」を所有している場合、増額申請ができます。

(通常) 補助率 1 / 2 (上限 50 万円) ⇒ 補助率 10 / 10 (上限 100 万円)

増額申請を行う場合、以降のフローチャートの「実績報告書」提出と同時に以下の要件を満たすことを確認できる書類等をご提出ください。

● 太陽光発電システム

- 発電出力が 50 kW 未満であること
- 設置場所が電気自動車又はプラグインハイブリッド車の自動車検査証に記載の使用の本拠の位置にあること。
- 当該太陽光発電システムにより供給される電力を、当該太陽光発電システムを設置する戸建住宅で使用する者であること。
- 太陽光発電システムを構成するモジュールが、一般財団法人電気安全環境研究所 (JET) が定める JETPVm 認証のうち、モジュール認証を受けたものであること若しくは同等以上であること又は国際電気標準会議 (IEC) の IEC61215-1:2016 制度に加盟する認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたものであること。ただし、すでに太陽光発電システムを導入している場合であって、当該太陽光発電システムが別表第 2 に掲げる国、都又は公社が実施していた太陽光発電システムに対する助成事業の助成対象となっていたときは、この限りではない。

【提出書類例】

- ・ 出力対比表
- ・ 太陽光発電システム又は太陽光モジュールの保証書 (写し)
- ・ 接続契約のご案内 (写し)
- ・ 系統連系協議依頼書の控え (写し)
- ・ 直近の太陽光の買電明細 (助成対象機器の領収日より前のもの) (写し) など

● EVもしくはPHV

- 自動車検査証の燃料の種類に電気自動車又はプラグインハイブリッド車であることを示す記載があること。

【提出書類】

- ・ 車検証

● V2H

- 助成対象機器が電気自動車又はプラグインハイブリッド車の自動車検査証に記載

の使用の本拠の位置に設置されること。

【提出書類】

- ・ 車検証

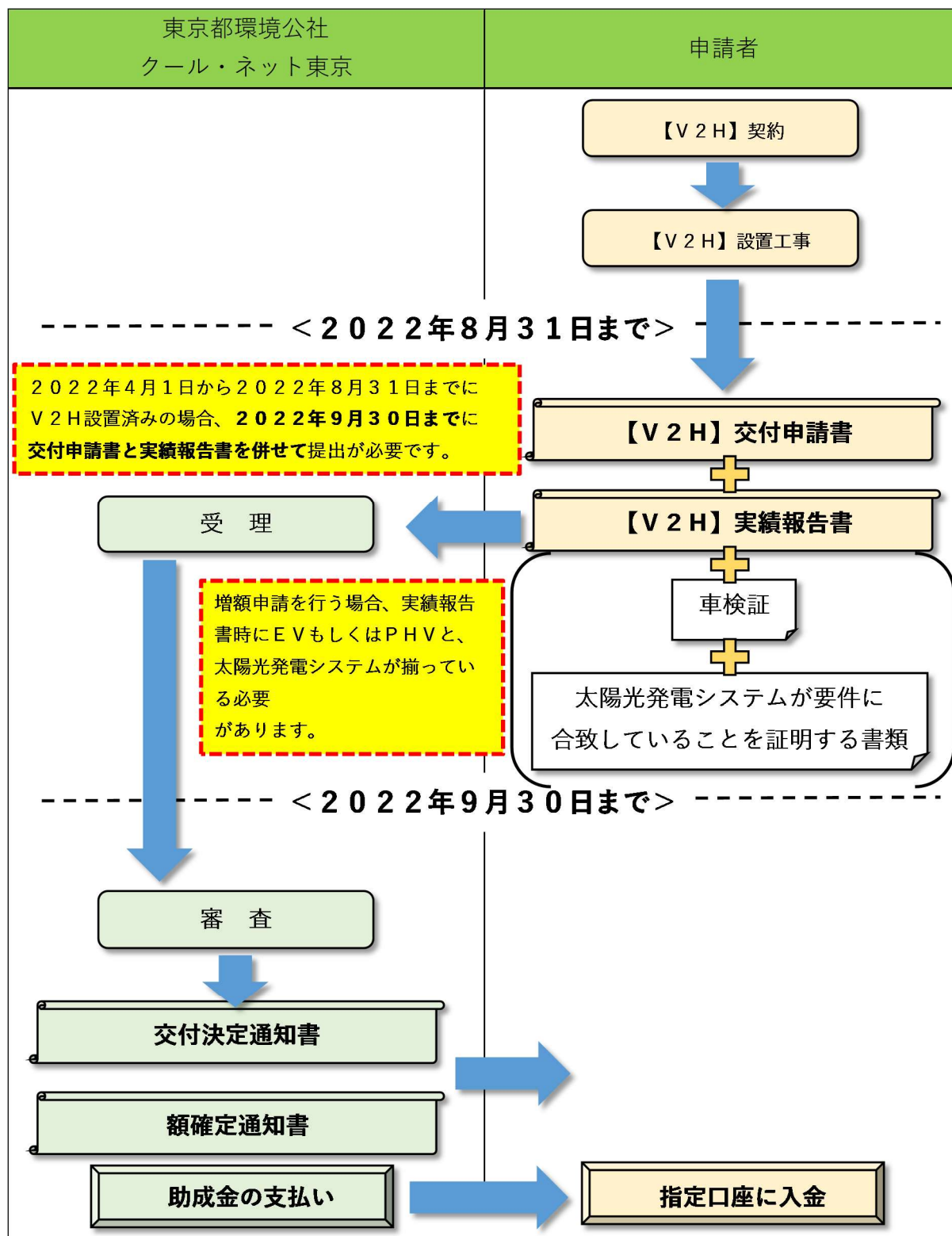
(交付要綱別表第2)

実施主体		助成制度名称
1	経済産業省 資源エネルギー庁	住宅用太陽光発電モニター事業（平成6年度から平成8年度まで）
2		住宅用太陽光発電導入基盤整備事業（平成9年度から平成13年度まで）
3		住宅用太陽光発電導入促進事業（平成14年度から平成17年度まで）
4		住宅用太陽光発電導入支援対策費補助事業（平成20年度から平成23年度まで）
5		住宅用太陽光発電導入支援復興対策事業（平成23年度から平成25年度まで）
6	都	家庭の創エネ・エネルギーマネジメント促進事業（平成25年度から平成27年度まで）
7	公社	住宅用太陽エネルギー利用機器導入促進事業（平成21年度及び平成22年度）
8		住宅用創エネルギー機器等導入促進事業（平成23年度及び平成24年度）

1.4 スケジュールフロー

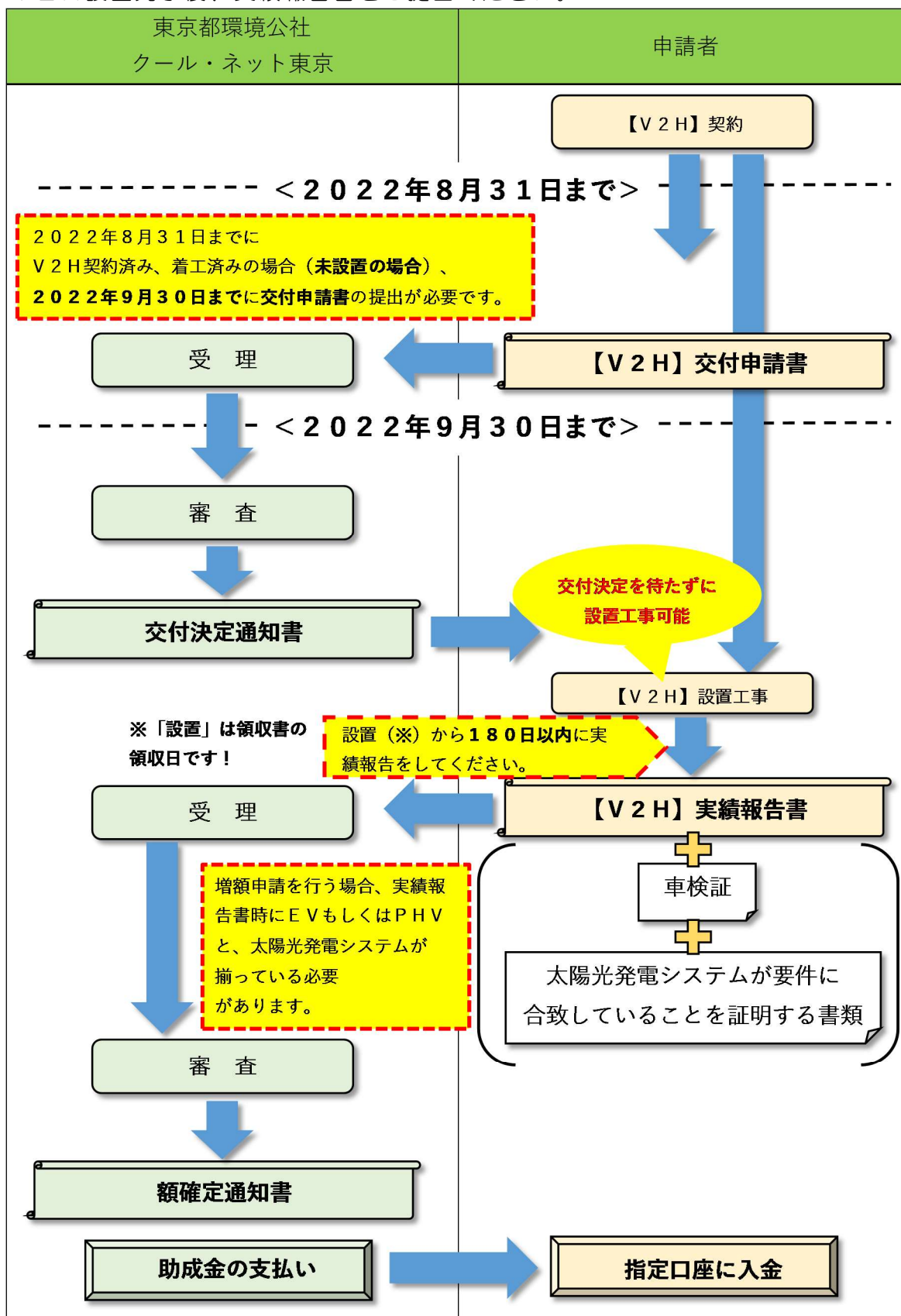
申請パターン：A

2022年4月1日から2022年8月31日までの間に、V2Hを設置済みの場合、2022年9月30日までに「交付申請書」と「実績報告書」を同時にご提出いただくことで、助成対象となります。



申請パターン：B

2022年8月31日までの間に、V2Hを契約、設置工事着工中で未設置の場合、2022年9月30日までに交付申請書をご提出ください。V2Hの設置はクール・ネット東京から送付する交付決定通知書の受領を待つ必要はありません。
V2H設置完了後、実績報告書をご提出ください。

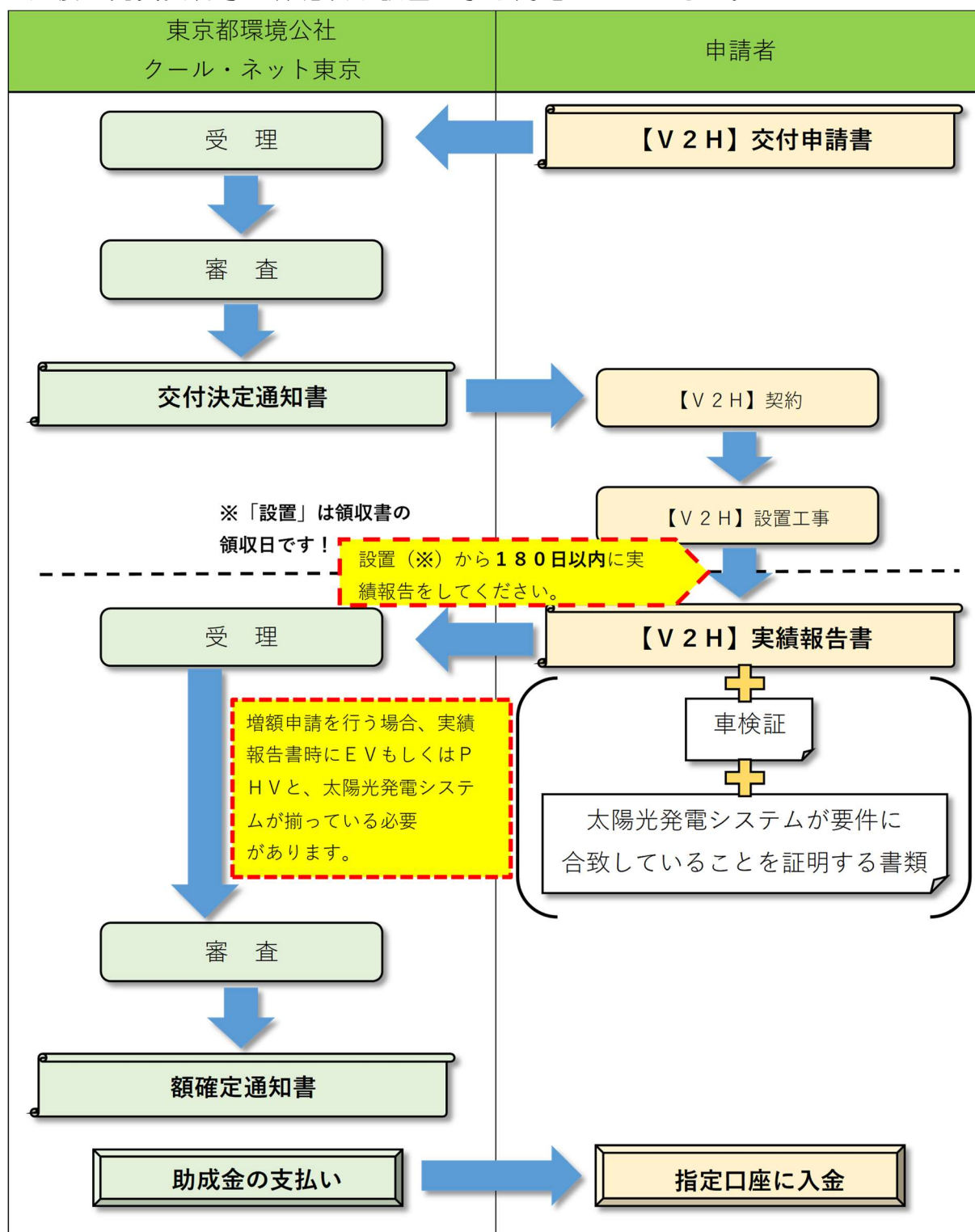


申請パターン：C－1

【交付決定後に契約、設置工事を行う場合】

パターンA・Bを除き、V2H設置に係る売買契約やリース契約は交付決定後（クール・ネット東京から送付する交付決定通知書に記載の通知日以降）に締結してください。

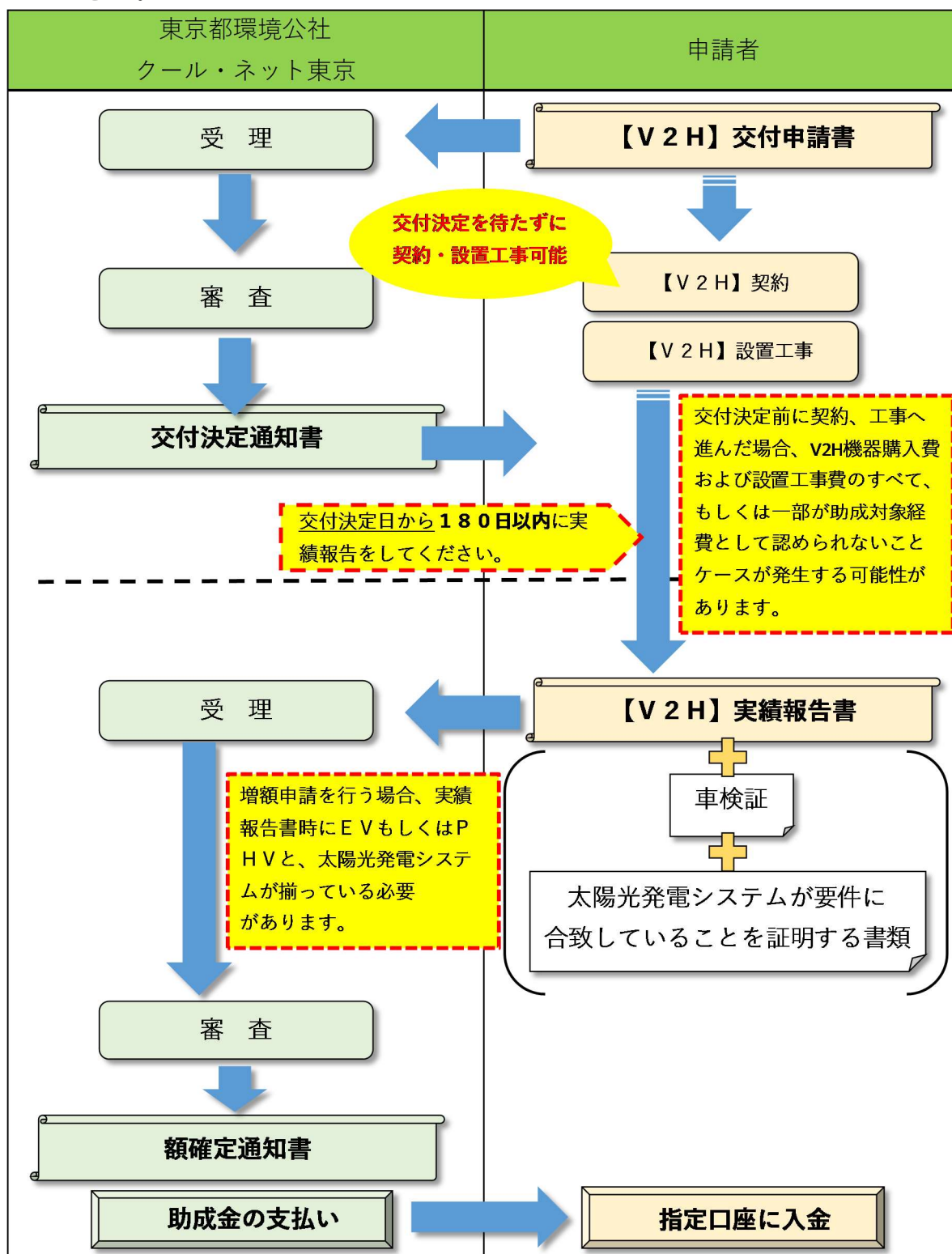
従って、売買契約前にクール・ネット東京へ交付申請書をご提出いただき、交付決定後に売買契約等の締結及び設置工事を開始してください。



申請パターン：C－2

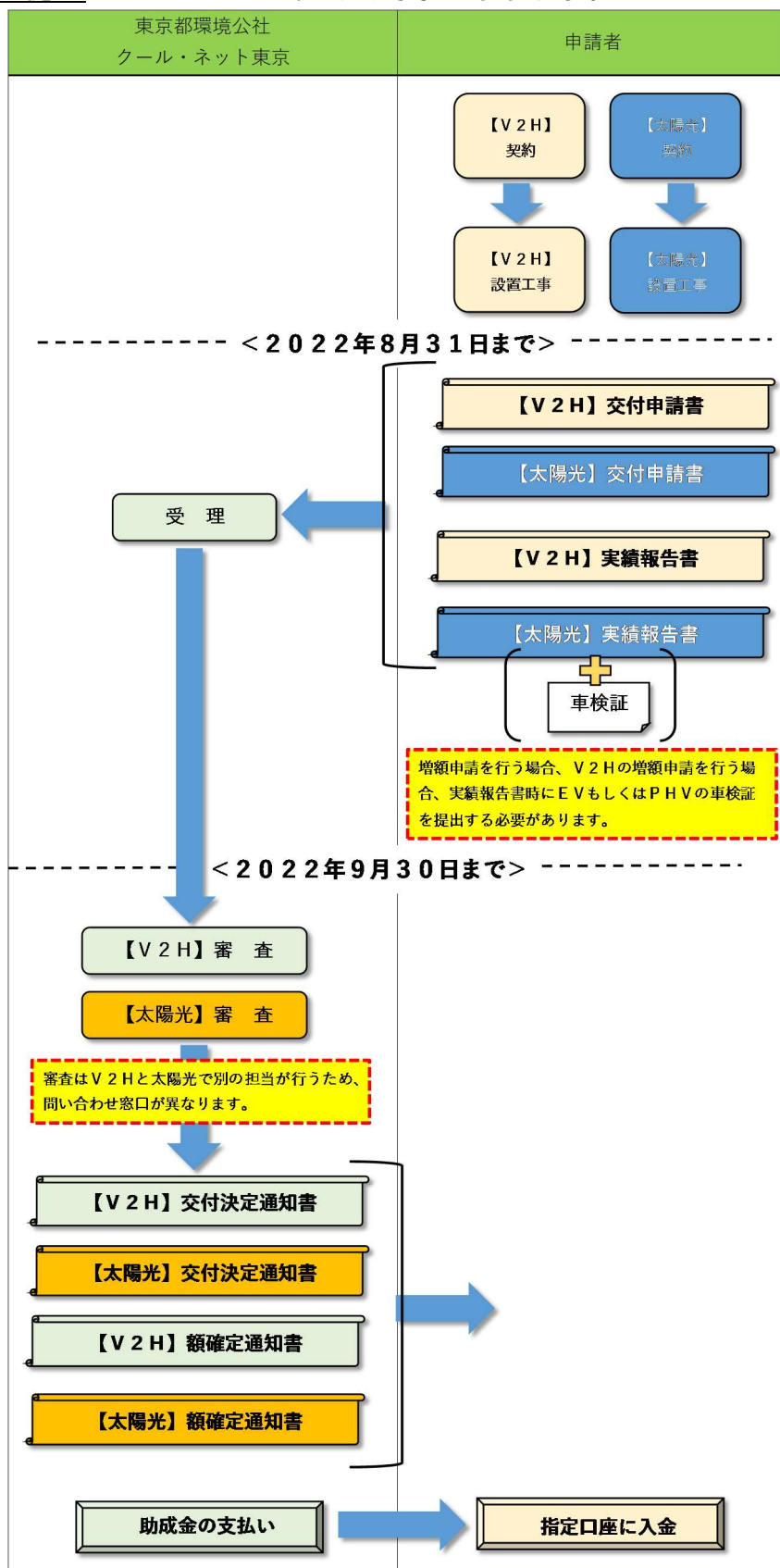
【交付決定前^前に契約、設置工事を行う場合】

パターンA・Bを除き、V2H設置に係る売買契約やリース契約は**交付申請後**に締結してください。交付決定を待つ必要はありませんが、交付決定前に契約、工事へ進んだ場合、V2H 機器購入費および設置工事費のすべて、もしくは一部が助成対象経費として認められないことケースが発生する可能性がありますので、その点ご注意ください。



申請パターン：D

2022年4月1日から2022年8月31日までの間に、V2H及び太陽光発電システムを設置済みの場合、2022年9月30日までに「交付申請書」と「実績報告書」を同時にご提出いただくことで、助成対象となります。

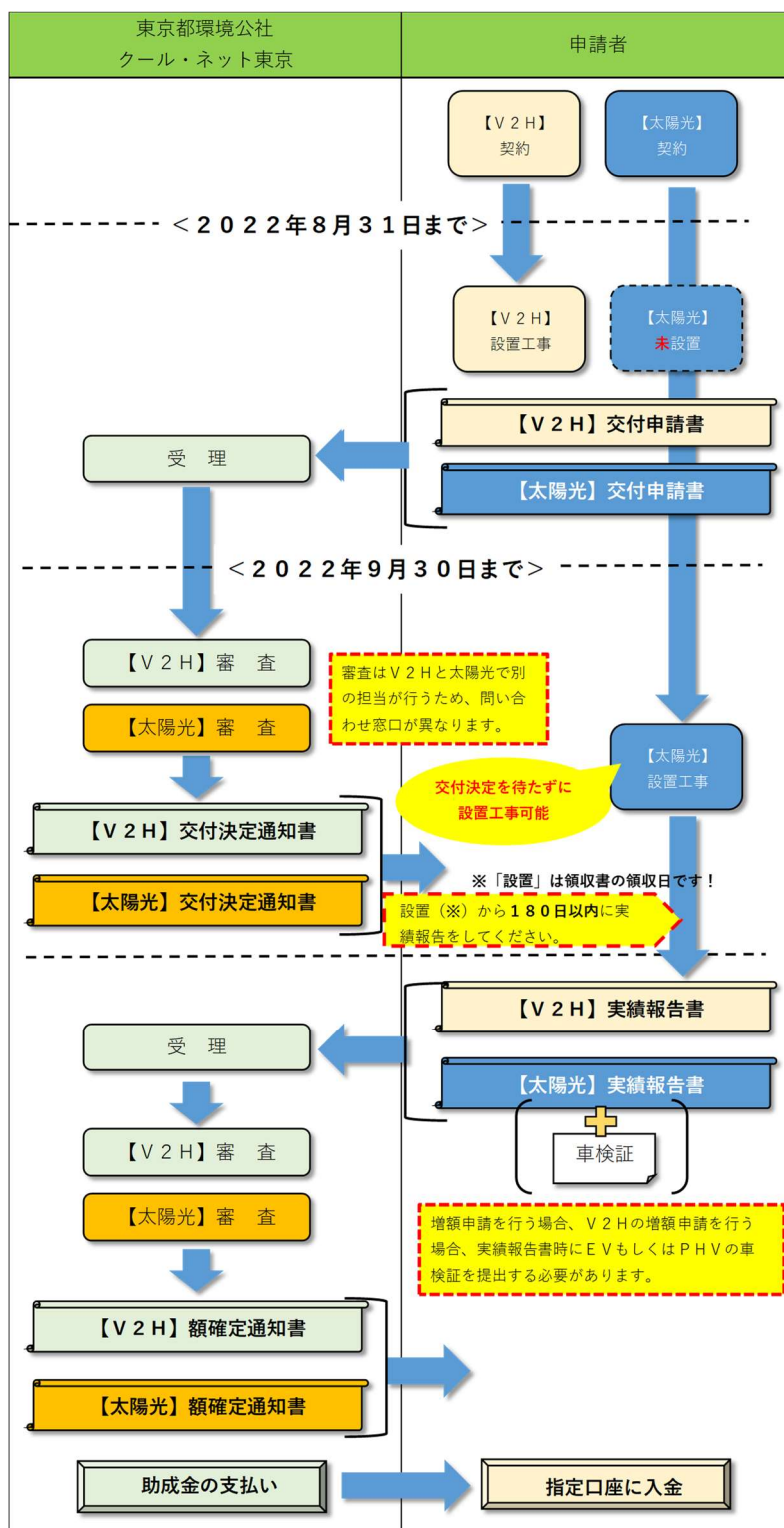


申請パターン：E-1

2022年8月31日までの間に、V2H及び太陽光発電システムを契約済みで、V2Hは設置済み、太陽光発電システムは設置工事着工中で未設置の場合、2022年9月30日までに交付申請書をご提出ください。

太陽光発電システムの設置はクール・ネット東京から送付する交付決定通知書の受領を待つ必要はありません。

太陽光発電システム設置完了後、V2Hと併せて実績報告書をご提出ください。

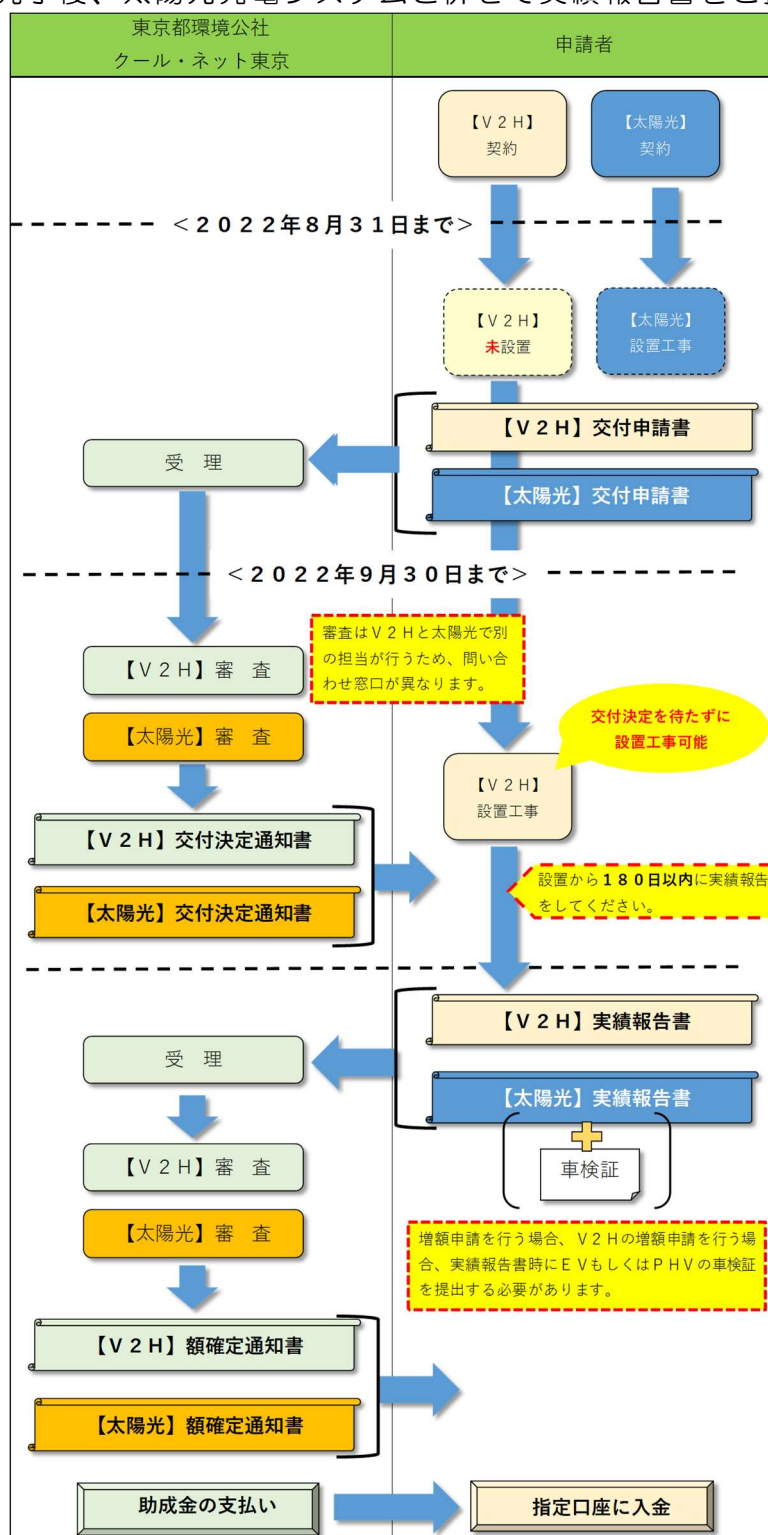


申請パターン：E-2

2022年8月31日までの間に、V2H及び太陽光発電システムを契約済みで、太陽光発電システムは設置済み、V2Hは設置工事着工中で未設置の場合、2022年9月30日までに交付申請書をご提出ください。

V2Hの設置はクール・ネット東京から送付する交付決定通知書の受領を待つ必要はありません。

V2H設置完了後、太陽光発電システムと併せて実績報告書をご提出ください。

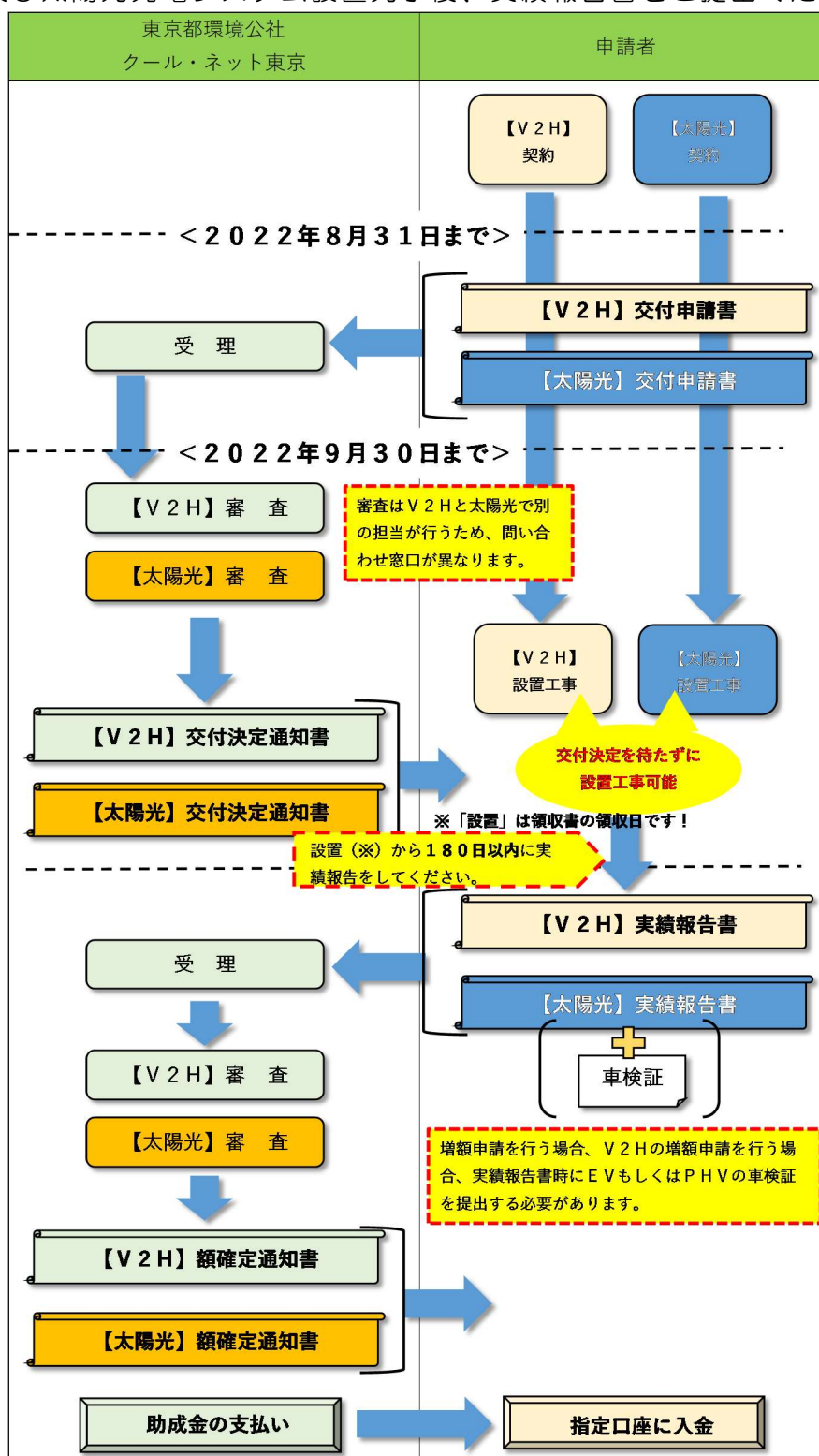


申請パターン：F

2022年8月31日までの間に、V2H及び太陽光発電システムを契約済み、設置工事着工中で未設置の場合、2022年9月30日までに交付申請書をご提出ください。

V2H及び太陽光発電システムの設置はクール・ネット東京から送付する交付決定通知書の受領を待つ必要はありません。

V2H及び太陽光発電システム設置完了後、実績報告書をご提出ください。

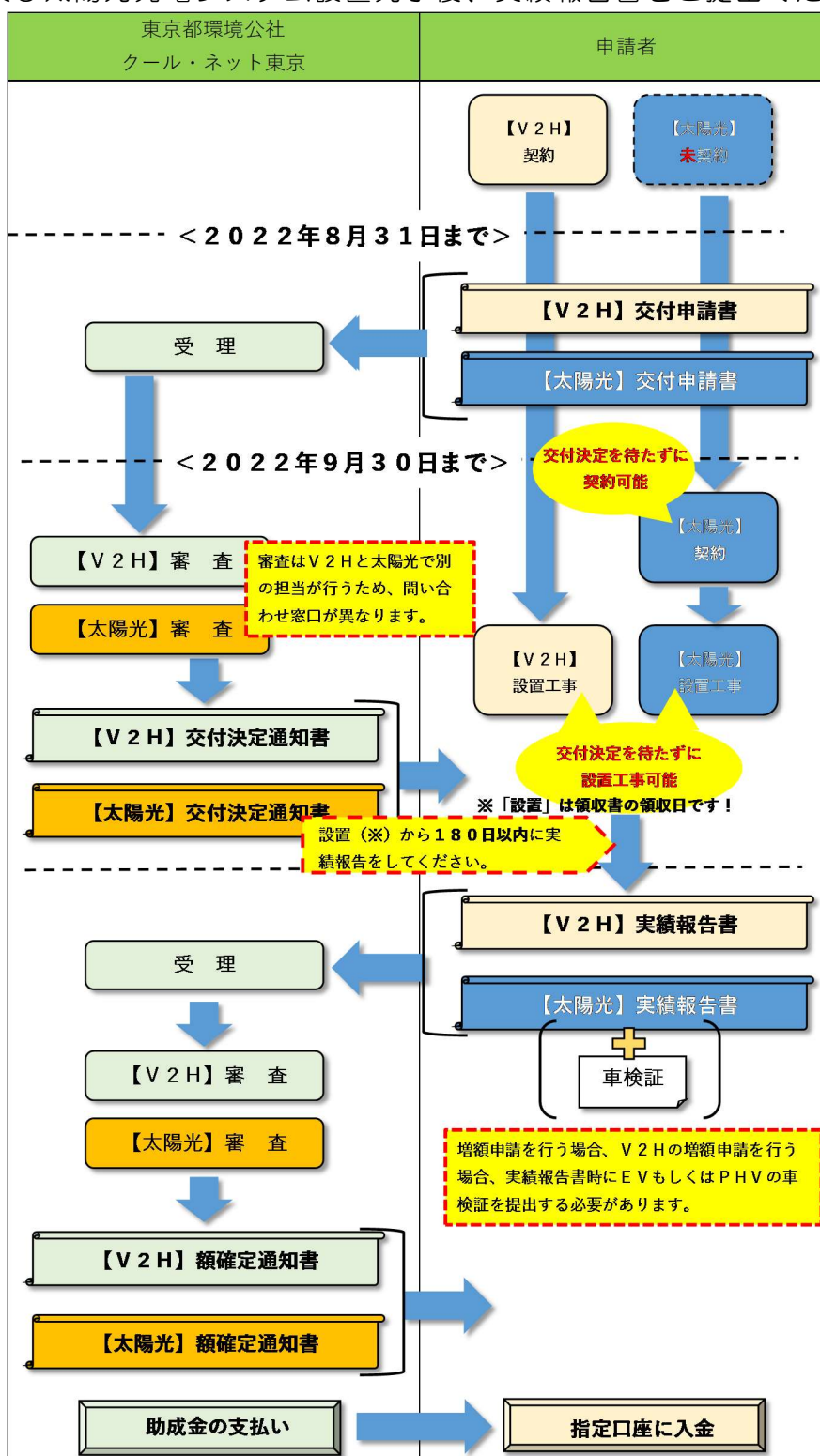


申請パターン：G-1

2022年8月31日までの間に、V2Hは契約済みで、V2Hと同時申請する太陽光発電システムが未契約の場合、2022年9月30日までに両方の交付申請書をご提出ください。

V2Hの設置、太陽光発電システムの契約及び設置はクール・ネット東京から送付する交付決定通知書の受領を待つ必要はありません。

V2H及び太陽光発電システム設置完了後、実績報告書をご提出ください。

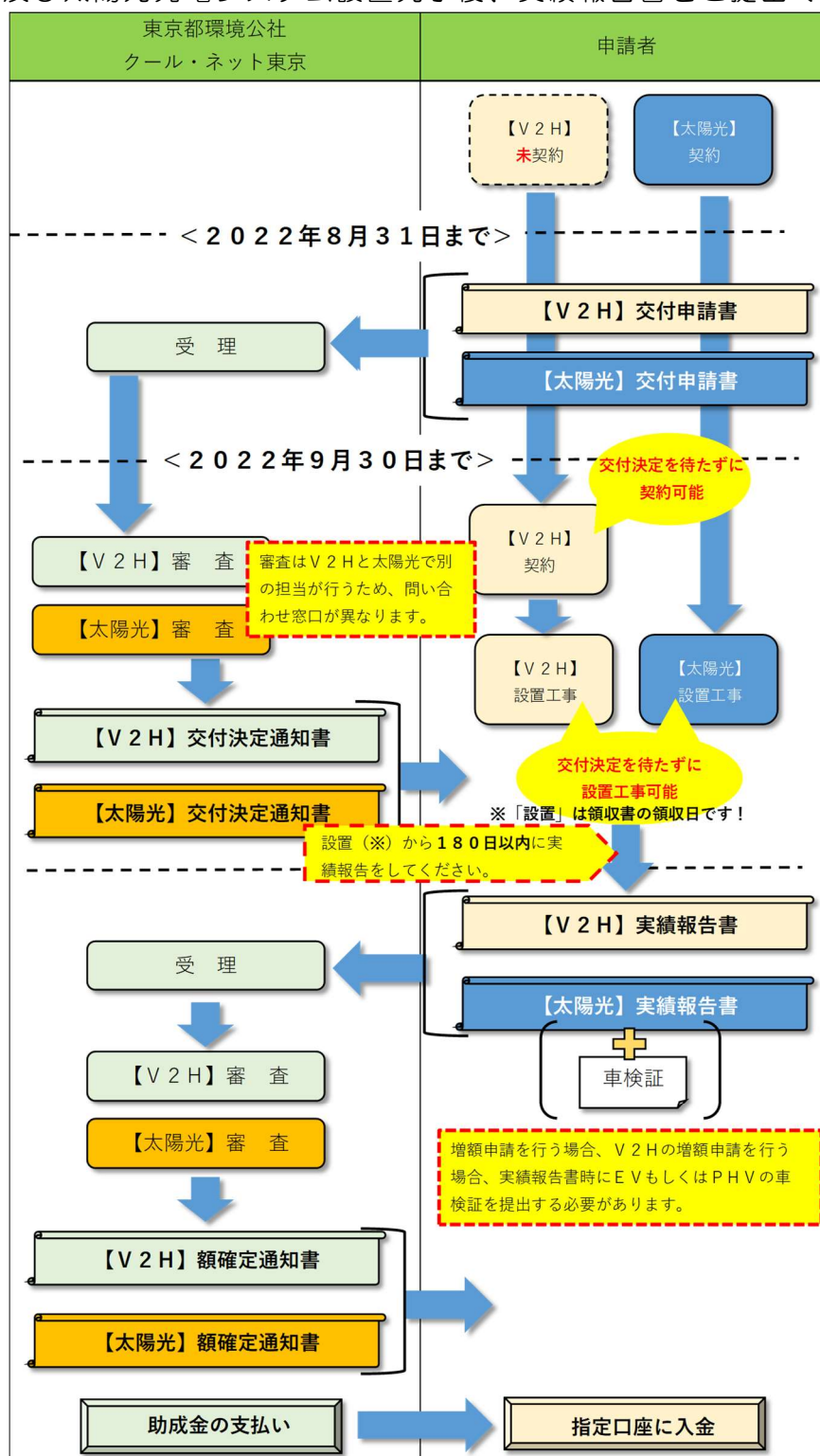


申請パターン：G-2

2022年8月31日までの間に、太陽光発電システムは契約済みで、太陽光発電システムと同時申請するV2Hが未契約の場合、2022年9月30日までに両方の交付申請書をご提出ください。

V2Hの契約及び設置、太陽光発電システム設置はクール・ネット東京から送付する交付決定通知書の受領を待つ必要はありません。

V2H及び太陽光発電システム設置完了後、実績報告書をご提出ください。

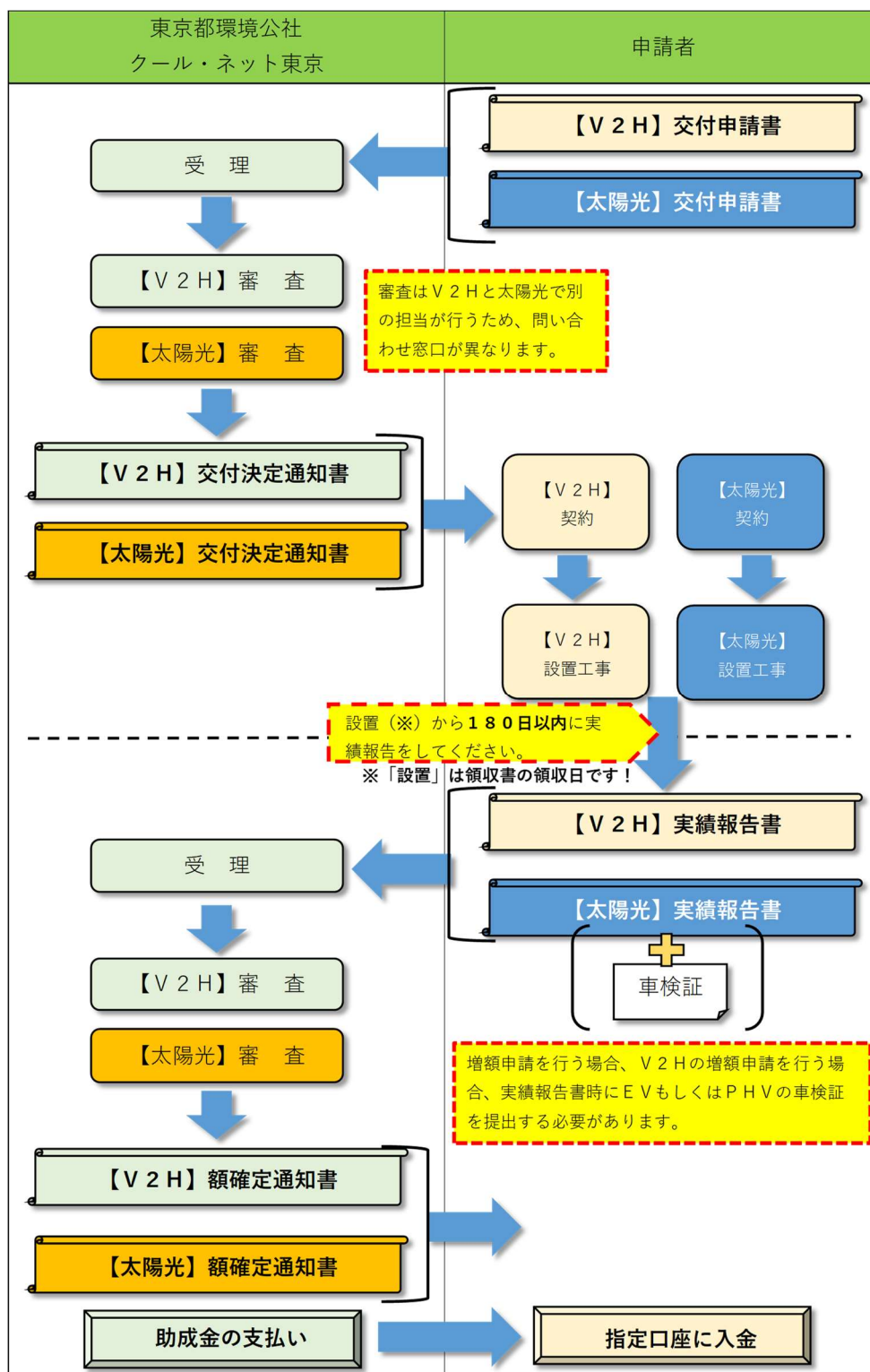


申請パターン：Hー1

【交付決定後に契約、設置工事を行う場合】

パターンD～Gを除き、V2H及び太陽光発電システム設置に係る売買契約やリース契約は交付決定後（クール・ネット東京から送付する交付決定通知書に記載の通知日以降）に締結してください。

従って、売買契約前にクール・ネット東京へ交付申請書をご提出いただき、交付決定通知書の受領後に売買契約等の締結及び設置工事を開始してください。



申請パターン：H-2

【交付決定前^前に契約、設置工事を行う場合】

パターンD～Gを除き、V2H及び太陽光発電システム設置に係る売買契約やリース契約は**交付申請後**に締結してください。交付決定を待つ必要はありませんが、交付決定前に契約、工事へ進んだ場合、V2H 及び太陽光発電システム機器購入費（V2Hは設置工事費も）のすべて、もしくは一部が助成対象経費として認められないことケースが発生する可能性がありますので、その点ご注意ください。

